

2023年5月31日

各 位

会社名 シダックス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 志太 勤一
(コード番号 4837 東証スタンダード市場)
問合せ先 IR担当 CSMO 松岡 秀人
(TEL 03-5784-8891)

調査委員会の調査報告書受領と今後の対応について

当社は、2022年10月7日付「調査委員会設置に関するお知らせ」において公表のとおり、オイシックス・ラ・大地株式会社による当社株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」という。）の公表以降、当社が公表していない真偽不明の様々な情報に基づく各種報道がなされたことや第三者に対する情報漏洩の疑いが生じていたことを踏まえ、情報管理体制リスクの洗い出しおよび再発防止策、内部統制の再構築等のための方策の策定を目的とし、別紙記載の委員で構成される調査委員会を設置し、公正性と透明性が担保された調査を実施いたしました。

当社取締役会は、調査委員会から2023年3月24日付で調査報告書を受領し、調査委員会の事実認定、法的評価、原因分析、および再発防止策に係る提言を真摯に受け止め、対応策について慎重に検討してまいりました。本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社における問題点の認識を共有し、その改善に向けた今後の対応方針を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本開示資料において、調査報告書の添付は行っておりません。また、調査報告書の概要についても、調査報告書で指摘を受けた当社における問題点の記載にとどめております。

調査委員会からは調査報告書の全文公表（関係者等の一部匿名化等のプライバシーに配慮した措置を講じることを前提とする。）についてご同意いただけ、当社取締役会でも公表を前提に検討してまいりましたが、最終的に公表よりもまずは原因分析や提言を伺い、その改善策をしっかりと企画実行していくことが目的であると考えたため、当社取締役会と調査委員会との間で具体的な公表範囲等について合意に至らず、調査報告書の添付は行っておりません。調査報告書の概要の記載については、調査報告書の全文を公表した場合、報道機関等により部分的に引用されることによる誤認等での企業価値の毀損や、第三者から名誉毀損等の法的責任を問われること等を総合的に考慮し、具体的な調査対象の個別の事実等については記載せず、調査報告書における原因分析の中で指摘を受けた当社における問題点の記載にとどめております。

記

1. 当社における問題点

(1) ガバナンス・内部統制システムの不全

本公開買付けへの対応等について、経営陣の中で意見対立が生じ、事実上、創業家側取締役等とそれ以外の取締役等に分断された際に、取締役会の中で議論を深めることによって意見集約するのではなく、対立関係を先鋭化させた点において、基本的に取締役会のガバナンスが機能していなかった。

創業家側取締役等としては、本公開買付けへの対応にあたり、特別利害関係取締役である点を踏まえてより慎重で公正な対応を行うべきで、創業家以外の特別利害関係のない3名の取締役が会社法に従い取締役会として本公開買付けについて反対の意見表明の決議をした事実を誠実に受けとめ、当該取締役会決議を遵守すべきであった。加えて、上場企業である当社の一部職員が当社ではなく創業家のための業務に従事することを、当社の他の役職員が黙認・容認してきたことは、利益相反的行為を助長することとなった。

その一方で、創業家以外の取締役等においては、創業家側取締役を排除した上で創業家の意向に反対する決議をしているところ、それが会社法上本来的に求められる決議方法であるとしても、創業家側取締役との間で真摯かつ徹底した協議により解決策を探るなどの意思疎通を図るべきであった。

(2) 不十分な情報管理体制

当社の情報・文書管理に係る規程及び社内ルールにおいて、管理の対象となる文書や情報について、規程の適用関係や管理主体が複雑な内容となっており、情報・文書管理に関する各規程について十分な理解のもと正しい実践がなされておらず、これらの規程上、実際の運用がされていない定めもあり、機密文書管理規程における機密文書の分類に従った機密文書の指定及び文書へのその旨の表示、機密文書を社外に配布する場合に必要な秘密保持契約の締結等が厳密に行われていないなど、情報・文書管理に係る定めが形骸化し、事実上、情報・文書を受領した各役職員の判断により管理がなされている状況にあった。

(3) 規範意識の欠如・希薄化

当社内において、情報発信等の対象となった情報が機密情報に該当するのか、誰がどのように情報管理をするのか等について十分に検討された事実が認められないことから、役職員の上場企業における情報発信等の重要性に対する認識が不十分であった。また、創業家側の取締役等と創業家以外の取締役等との間の対立関係を解消するために十分な対応を取らず、外部のPR会社やメディアを関与させるなどして、安易に社内情報を外部に発信する行為等が行われていた可能性がある。中には名誉棄損にもなりかねない悪質な態様によるものも存在しており、これらに関与した役職員は、法令遵守の意識、企業情報管理の重要性に対する認識、社会的責任のある上場企業の役職員としての規範意識、コンプライアンスの重要性に係る認識が欠如ないし希薄化している。

2. 今後の対応方針

(1) 関係者の処分

調査報告書で指摘されている法令違反、社内規定違反等の疑いのある関係者については、内部監査室が事実確認を行い、独立社外取締役および外部弁護士を委員とする賞罰委員会において、調査委員会とも連携し、情報を共有いただいた上で処分を決定いたします。

(2) ガバナンス改善プロジェクトチームの設置

調査報告書において提言された再発防止策の内容を基に、当社のガバナンス体制の強化に向けた具体策の検討および実施を行うため、外部弁護士を含む「ガバナンス改善プロジェクトチーム」を取締役会直轄組織として設置し、利益相反、情報管理、意識改革、およびコンプライアンスの4つのテーマごとに早急に検討を進め、3ヶ月を目途に取締役会への上程を行う予定です。今後、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上

調査委員会の構成

以下の委員で構成され、いずれも当社及び当社の特定の取締役との間に直接の利害関係を有しておりません。

- 委員長 岩村 修二（弁護士、元名古屋高等検察庁検事長、T&K 法律事務所）
- 委員 高橋 麻理（弁護士、当社社外監査役、弁護士法人 Authense 法律事務所）
- 委員 野宮 拓（弁護士、日比谷パーク法律事務所）
- 委員 片岡 良平（弁護士、T&K 法律事務所）